

あつぎ食ブランド認定基準

あつぎ食ブランドは、次の各号のいずれの要件も満たすものについて、認定するものとする。ただし、あつぎ食ブランド選定委員会が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内の職人等が作り出す食品であること。
- (2) 募集年度の5年前の4月1日から募集期間末日までに開催された都道府県以上の食のコンテスト等で入賞していること。

ただし、過去に認定をした食品については、この限りではない。

- (3) 市内の店舗において安定した供給が可能であること。
- (4) 品質、技術、価値等が広く認められている等、あつぎ食ブランド認定事業の目的である市のイメージアップツールとして活用できるものであること。

附 則

- 1 この基準は、平成21年11月1日から施行する。
- 2 第2号に掲げるコンテスト等については、平成21年度中の申請に限り、平成16年度以降に開催されたものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成22年2月3日から施行する

附 則

- 1 この基準は、平成22年11月1日から施行する